

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第3回専門アドバイザー委員会

1. 日時・場所

平成29年10月12日（木）10:00～11:30

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

- (1) 拡幅整備の有効性の精査
- (2) 地域的な道路における既存道路による代替可能性の観点
- (3) 立体交差の検討
- (4) その他

4. 配布資料

議事次第

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方  
（第3回検討会資料）

5. 議事録

[委員長冒頭挨拶]

岸井委員長

これまでの委員会に引き続き、本日も大変多くの方々に集まっています。本日も委員の方々を中心に議論を行っていきたいと思います。

[事務局より資料説明]

岸井委員長

議論に入る前に、まずは基本的な事項の整理からはじめたいと思います。

第四次事業化計画の策定にあたり、交通処理機能の確保等の項目を含む、将来都市計画道路ネットワークの検証を行った上で、様々な交通や道路等の役割について検討し、結果的に役割がある都市計画道路は今後も必要であることを確認しました。その中で、今後10年間に優先的に整備すべき路線について、重要性や緊急性を考慮の上選定し、都民の方々にお示ししました。問題は、この優先的整備路線に選定されずに残ったそれ以外の都市計

画道路、つまり、都市計画としては必要であるが、当面の間は着手される見込みのないものが、まだ多く残っているということです。そのため、これらの残る都市計画道路の整備をどのようにして推進していくかを考える必要があります。

ここで、どのような都市計画道路が残っているのかというと、その一つとして、都市計画決定されている位置に現道がある道路、これを概成道路とっていますが、これにはある程度の整備が既にされている場合とそうではない場合があります。そこで今回は、それぞれの道路空間の構成要素を決めている道路構造条例等を基に、必要とされる構成要素の幅員を積み上げていくことで、その概成道路にどれぐらいの「力」があるのかを判断できるのではないかという考え方のもと、検討を行っていきます。また、都市計画決定を行い、権利制限をかけている中で、かなり力がある概成道路は整備の順番が後回しになる可能性が高いということを踏まえて、どのように考えるのかという議論もあり、これらが拡幅整備の有効性の精査という検討項目になります。

また、それぞれの地域で何のための道路整備か、あるいは、どういうことを求められている道路なのかによって、考え方は変わっていくと想定されるため、必要とされている構成要素の幅員を機械的に積み上げていくだけではなく、地域の実情を十分考慮した上で判断をしなければいけないということで、事務局よりその評価項目例がいくつか示されました。

また、代替路の検討では、その都市計画決定されている道路とほぼ同じ方向に似たような道路がある場合には、代替が可能ではないか、あるいは、代替された路線をしばらく利用することで、整備の順番を後回しにできるのではないかと、といった判断が考えられます。これも先ほどと同様に代替の候補路線に「力」があるのか、都市計画道路の持つ機能を踏まえながら判断していくことになります。

次に、立体交差については、第四次事業化計画の中で検証を行っておらず、本検討の中で必要性等について検証することになります。事務局からの説明のとおり、対象とする道路の規格、機能、立体交差の前後を含めた交差処理上の問題に加えて、地域特性を総合的に検討することになります。

以上の項目等について、今後の都及び区市町の方々による具体的な作業を進めていく上で、アドバイザーの先生方からご意見やアドバイスをいただきたいと思います。いかがでしょうか。

## 堀江委員

拡幅整備の有効性の精査にあたり、バス路線による車道部幅員について説明がありましたが、バス停付近の幅員についても考えていくべきだと思います。具体的には、高齢化や不自由な身体状況の方々が増えていく中で、将来的には自家用車からバスやタクシー等の公共交通機関の利用にシフトしていただく必要があると思います。その時に、バスの乗降に伴う渋滞が今以上に発生してしまうようになると、余計に外に出にくくなることも

あるのではないかと思います。また、乗降客数が非常に多い学校、病院の前や、バスに限らず送迎車が多い箇所などは渋滞が発生する可能性が高いということにも留意する必要があります。いずれにしても、地域の実情として考慮されるとよいと思います。また、歩いて快適な歩道空間の確保の面でも、バス停周辺の設えとして、拡張できる根拠になると思います。

#### 岸井委員長

事務局、いかがでしょうか。

#### 都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

ご意見等をいただきありがとうございます。

堀江委員からお話のありました、バス停付近における項目と関連して、例えば「沿道土地利用に伴う停車需要の多寡による停車帯の確保」を地域の実情の評価項目例として記載しています。これは、商店街等があることで、荷捌き車両や一般車両が多く、渋滞の発生が予想される場合に停車帯を確保することを想定しています。同様に、バス停があれば、例えばそこにバスベイを整備し、後続の車を通りやすくするといったことも、地域の実情として十分考慮しなければならないと考えています。

#### 岸井委員長

優先整備路線に選定されずに残ったそれ以外の都市計画道路については、当面の間、着手される見込みがないことを考慮すると、例えばバス停付近のみの拡張整備といった部分改良でも一定の整備効果が期待できる場合もあると考えられるため、検討できるとよいかもしれません。

他にはいかがでしょうか。

#### 竹内委員

立体交差の検討にあたっては、対象とする道路の規格、機能、立体交差の前後を含めた交差処理上の問題、地域特性を総合的に検討していくとのことでしたが、先日公表された都市づくりのランドデザインとの関係性についてはどのようにお考えでしょうか。

都市づくりのランドデザインでは、立体交差に関連する部分として、「交流・連携・挑戦の都市構造」、要するに、道路によって車を早く流そうという視点で記載されているようですが、交通面以外の別の面から道路に期待する機能がないか、またその機能と検討の方針で整合性がしっかりと図られているかどうか確認することが必要だと思います。

#### 岸井委員長

都市づくりのランドデザインとの整合については、事務局にて後程確認をお願いします

す。

他にはいかがでしょうか。

#### 兵藤委員

立体交差の検討にあたり、仮に立体交差を不要であると判断した箇所について、その部分に付加車線を新たに設置するなどといった、立体交差を整備するために広めに都市計画決定された幅員をどのように考えていくのかという、廃止した後の検討項目やプロセスについても考えておくとよいと思います。

#### 岸井委員長

事務局、いかがでしょうか。

#### 都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

兵藤委員からお話のありました、立体交差の検討につきましては、ご指摘の通り当該部分は幅員が広く計画されており、仮に立体交差計画を廃止した場合には、付加車線が必要ではないかといった、幅員の検討は必要になると考えています。

#### 久保田委員

立体交差部分の幅員については、過去の様々な事例があるかと思いますが、それらも踏まえながら検討を行うとよいと思います。

#### 植村委員

拡幅整備の有効性の精査については、前回よりもわかりやすく考え方が整理されたと思います。

立体交差の検討については、全体として渋滞を解消するためには、当該交差点だけに着目して判断するのではなく、立体交差の前後を含めた線として、交差処理上の問題の有無を検討する必要があると思います。

#### 岸井委員長

立体交差の検討にあたり、ポイントだけではなくて少し面的に、あるいは線的に判断できないかといった趣旨のご意見がありました。事務局、いかがでしょうか。

#### 都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

植村委員からお話のありました、立体交差の検討範囲については、当該箇所だけではなく、ある程度のエリアにて検討を行っていきたいと考えています。

### 岸井委員長

ここで確認となりますが、現在は立体交差の計画がない平面交差点の箇所においても、本検討と同様の考え方をあてはめてみた場合に、新たな立体交差が必要であると判断される箇所はないのでしょうか。

### 都市基盤部長

岸井委員長からご指摘の点については、現実的に立体交差を新たに計画できるかどうかといった視点もありますが、改めて確認する必要性はあると思います。

### 岸井委員長

新たに立体交差を計画することは、現実的に中々難しい部分もあろうかと思えます。ただし、昔の都市計画決定の中には、ラウンドアバウトのようにロータリー形式で交通を処理する考え方がありましたが、結果的に通常の平面での整備に変更されていく中で五差路ができたようなケースなどもあるかもしれません。これまで、その都度必要に応じて適切に見直しはされてきていると思いますが、念のため確認するとよいと思います。

他にはいかがでしょうか。

### 堀江委員

立体交差の検討にあたり、その機能として、交通渋滞の解消や、速達性の向上、沿道環境の向上といったメリットの部分について事務局より説明がありました。確かに、例えば環境面においても、排ガスやエネルギー消費面の低減といったようなメリットはありますが、一方で人工構造物が増えることによる景観の阻害をはじめ、別の意味でのマイナス面もあると思います。他にも、平面交差点と比較して整備費用がかかるという財政面もマイナス面としてあると思います。このようなマイナス面が本検討の動機の一つであると認識しており、考慮していく必要があると思います。

### 岸井委員長

事務局、いかがでしょうか。

### 都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

堀江委員からお話のありました、立体交差のマイナス面については、ご指摘のとおり、交通渋滞が解消し速達性が向上する一方で、都市景観として相応しいのか、といった観点もあろうかと思えます。

これまでは、暫定的に平面交差点として整備していても、将来的には計画通り立体交差を整備するという前提で進めてきました。しかし、先ほどもご説明したとおり、今後事業化にあわせて検討をしていくべき箇所もあると考えており、本検討でこのような考え方を

整理することも、整備すべきは整備し、見直すべきは見直すという意味において、前進した点ではないかと考えています。

#### 岸井委員長

立体交差の検討にあたり、構造の検討は行うのでしょうか。

#### 都市基盤部長

立体交差の構造については、オーバー形式とアンダー形式があり、地形等を含め総合的に判断することになるかと思いますので、本検討では当該部分の計画幅員が、現行の道路構造条例等の基準を満たしているか否かの概略の確認にとどまると考えています。

#### 岸井委員長

委員の方々から一通りのご意見をいただきましたが、さらに何かご意見がありましたらお願いいたします。

#### 久保田委員

確認となりますが、拡幅整備の有効性の精査における視点1や視点2といった地域の実情の評価項目が具体的に示されましたが、これらについては引き続き検討を行うのでしょうか。

#### 都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

久保田委員からお話のありました、今回お示した視点1及び視点2の評価項目については、個別路線の現状分析を行いながら、都の内部や区市町の方々と引き続き検討を行う予定です。

#### 岸井委員長

道路空間の構成要素を決めている道路構造条例等を基に、必要とされる構成要素の幅員を積み上げて、それを都及び区市町の方々に共有できれば、路線ごとにその幅員で十分かどうかの検討は別途必要ですが、議論はしやすくなると思います。

その他、いかがでしょうか。

ご意見等がないようでしたら、このような方向性で都及び区市町にて検討のバランスを確認し合いながら、具体的な作業を進めていただきたいと思います。

以上で第3回目の委員会を閉会したいと思います。

[事務局より事務連絡]

以上

## 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

## 第3回専門アドバイザー委員会 委員 出席者名簿

所属	氏名	備考
【委員長】 日本大学理工学部土木工学科 教授	岸 井 隆 幸	
LM法律事務所 弁護士	植 村 京 子	
埼玉大学大学院理工学研究科 教授	久保田 尚	
東京女子大学現代教養学部 教授	竹 内 健 蔵	
東京大学大学院工学系研究科 教授	中 井 祐	(欠席)
日本大学理工学部土木工学科 教授	中 村 英 夫	(欠席)
東京海洋大学海洋工学部 教授	兵 藤 哲 朗	
佛教大学社会学部 准教授	堀 江 典 子	
東京大学生産技術研究所 教授	目 黒 公 郎	(欠席)

(五十音順、敬称略)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第3回専門アドバイザー委員会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
政策企画局	調整部 技術政策担当課長	(代理)
都市整備局	総務部 企画担当課長	
	都市づくり政策部 政策調整担当課長（都市政策担当課長兼務） 都市計画課長 土地利用計画課長 緑地景観課長	(代理)
	都市基盤部 都市基盤部長 物流調査担当課長 街路計画課長 外かく環状道路担当課長 街路計画調整担当課長	(代理)
	市街地整備部 企画課長 防災都市づくり課長	(代理)
	市街地建築部 建築企画課長	
	建設局	道路管理部 路政課長 保全課長 安全施設課長 調整担当課長
	道路建設部 計画課長 事業化調整専門課長	
	公園緑地部 計画課長	
港湾局	港湾整備部 計画課長	(代理)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第3回専門アドバイザー委員会 区市町 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課長	(代理)
中央区	環境土木部 参事（連絡調整・特命担当）	(代理)
港区	街づくり支援部 土木計画担当課長	
新宿区	都市計画部 都市計画課長	(代理)
文京区	都市計画部 都市計画課長	(代理)
台東区	都市づくり部 都市計画課長	(代理)
墨田区	都市計画部 都市計画課長	
江東区	土木部 道路課長	(代理)
品川区	都市環境部 都市計画課長	
目黒区	都市整備部 都市計画課長	
大田区	まちづくり推進部 まちづくり計画調整担当課長	
世田谷区	道路・交通政策部 道路計画課長	(代理)
渋谷区	土木清掃部 街路・用地担当課長	
中野区	都市基盤部 副参事（都市計画担当）	
杉並区	都市整備部 土木計画課長	
豊島区	都市整備部 都市計画課長	
北区	まちづくり部 都市計画課長	(代理)
荒川区	防災都市づくり部 都市計画課長	
板橋区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
練馬区	都市整備部 交通企画課長	
足立区	都市建設部 企画調整課長	(代理)
葛飾区	都市整備部 街づくり計画担当課長	(代理)
江戸川区	土木部 計画調整課長	(代理)

所 属		備 考
八王子市	都市計画部 交通企画課長	(欠席)
立川市	まちづくり部 都市計画課長	
武蔵野市	都市整備部 参事(まちづくり調整担当)	
三鷹市	都市整備部 広域まちづくり等担当部長 まちづくり推進課長事務取扱	(代理)
青梅市	建設部 土木課長	
府中市	都市整備部 まちづくり担当副参事兼計画課長	
昭島市	都市計画部 都市計画課長	(代理)
調布市	都市整備部 副参事兼街づくり事業課長	(代理)
町田市	都市づくり部 都市政策課長	(代理)
小金井市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
小平市	都市開発部 都市計画道路担当課長	(代理)
日野市	まちづくり部 都市計画課長	(欠席)
東村山市	まちづくり部 都市計画課長	
国分寺市	まちづくり部 まちづくり計画課長	(代理)
国立市	都市整備部 都市計画課長	
福生市	都市建設部 まちづくり計画課長	
狛江市	都市建設部 まちづくり推進課長	
東大和市	都市建設部 都市計画課長	(代理)
清瀬市	都市整備部 まちづくり課長	(代理)
東久留米市	都市建設部 道路計画課長	
武蔵村山市	都市整備部 都市計画課長	
多摩市	都市整備部 都市計画課長事務取扱面整備担当部長	(代理)
稲城市	都市建設部 都市計画課長	
羽村市	都市建設部 都市計画課長	
あきる野市	都市整備部 建設課長	
西東京市	都市整備部 都市計画課長	
瑞穂町	都市整備部 都市計画課長	
日の出町	まちづくり課長	(欠席)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第3回専門アドバイザー委員会 オブザーバー 出席者名簿

所 属		備 考
国土交通省 関東地方整備局	東京国道事務所 計画課長	
	相武国道事務所 計画課長	
	川崎国道事務所 計画課長	